

大田市告示第31号

大田市認知症初期集中支援事業実施要綱（平成29年大田市告示第21号）の一部を次のように改正する。

令和6年3月25日

大田市長 楫野弘和

第1条中「支援を実施すること」の次に「（以下「支援事業」という。）」を加える。

第3条中「大田市認知症初期集中支援事業」を「支援事業」に改める。

第4条第1項中「市長」の次に「又は支援事業の委託を受けた者」を加える。

附 則

この告示は、令和6年4月1日から施行する。